

国際柔道連盟試合審判規定 禁止事項一覧

指 導	
1	立ち姿勢において、組む前にでも組んだ後にでも、何の攻撃動作もとらないこと。(約25秒) (原則として片方の試合者のみに与える。)
2	試合において、勝負を決しようとしなため、故意に取り組まないこと。
3	攻撃をしているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意志のない動作を行うこと。 (偽装的攻撃)
4	立ち姿勢において、組んだ後、極端な防御姿勢をとること(通常5秒を超えて)。
5	立ち姿勢において、攻撃をしないで「標準的」組み方以外の組み方をすること(通常5秒を超えて)。 「標準的」組み方とは、左手で相手の上衣の右側の帯より上側の部分を、右手で相手の上衣の左側の帯より上側の部分を握ること。 相手の脚の間に足を引っ掛けたままの姿勢でいることも「標準的」組み方とは認めず、5秒以内に攻撃しなければ「指導」となる。
6	相手の袖口又は下穿の裾口に指を差し入れること。
7	立ち姿勢において、防御のために相手の袖口を握り続けること(通常5秒を超えて)、及び捻り絞って握ること。
8	親指と四指の間で相手の袖口を握ること。(いわゆるピストルグリップの禁止)
9	相手の袖口を折り返して握ること。(いわゆるポケットグリップの禁止)
10	立ち姿勢において、勝負を避けるために、相手と片手又は両手の指を組み合わず姿勢を続けること(通常5秒を超えて)。
11	故意に、自分の柔道衣を乱すこと、及び主審の許可なしに帯や下穿の紐をほどいたり、締め直したりすること。
12	帯の端や上衣の裾を、相手の身体の中の部分にでも巻きつけること。
13	柔道衣を口でくわえること(自分のものでも相手のものでも)。又は相手の髪をつかむこと。
14	相手の顔面に、直接手又は腕、足又は脚をかけること。
15	柔道衣の上衣の裾又は帯を使って、あるいは直接指で絞技を施すこと。
16	相手の胴(胴絞)、頸、頭を脚で挟んで絞めること(両足を交差し、両足を伸ばして)
17	相手の帯、もしくは襟に足や脚をかけること。
18	相手の握りを解くために、相手の指を逆にとること。
19	相手を寝技に引き込むこと。
20	相手の握りを切るために、相手の手又は腕を膝や足で蹴ること。または技を掛けることなく、相手の脚や足を蹴ること。
21	立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出すこと。
反則負け	
22	相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を内側から刈ること。
23	河津掛を試みること。
24	肘関節以外の関節をとること。
25	背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とすこと。
26	試合者の一方が、後ろからからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方に倒れること。
27	腕挫腋固のような技を掛けるか又は掛けようとしながら、畳の上に直接倒れること。
28	主審の指示に従わないこと。
29	試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような言動をすること。
30	特に頸や脊椎など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作を行うこと。
31	内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低く曲げ、頭から畳に突っ込むこと。また、立ち姿勢又は膝をついた姿勢から、肩車のような技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ後方に倒れること。
32	硬い物質又は金属の物質を身につけていること(覆っていても、いなくても)。
33	片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で、帯より下へ直接攻撃すること、または防御すること。

国際柔道連盟試合審判規定・少年大会申し合わせ事項

少年（中学生・小学生）の柔道試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行うものとする。

1 加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

- 1 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的（1～2秒程度）に握るのは認められる。
（注）中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。
- 2 両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。
- 3 関節技及び絞技を用いること。
（注）中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが、三角絞は認めない。
- 4 無理な巻き込み技を施すこと。
- 5 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
- 6 小学生の試合において、裏投を施すこと。

第27条（附則）

- 1 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。」関係
 - ①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじ）の範囲にある襟の部分を用いる。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも反則とする。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股をかける場合は、[瞬時的（1、2秒程度）]の規定にかかわらず、特例として認める。
内股に限らずケンケンで入る技（例えば大内刈・大外刈等）を対象とする。この場合、連絡・変化技が途切れるまで認める。
- 2 「両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。」関係
両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
- 3 「関節技及び絞技を用いること。」関係
 - ①寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。
ただし、危険な状態となったときには、「待て」と宣告して立たせる。
 - ②寝技のとき、意志はなかったが関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。
 - ③立ち姿勢のとき、「腕返」（俗称）を施した場合は、「反則負け」の罰則を与える。
- 4 「無理な巻き込み技を施すこと。」関係
「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。
- 5 「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。」関係
「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰など」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

第26条（抑え込み）附則に次を加える。

寝技の攻撃・防御において、頸の関節及び脊椎等の故障につながると審判員が判断したときは「待て」の宣告をする。

2 置き換えるもの

第20条（一本）附則

絞技においては、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、審判員の見込みによる「一本」の判定を下すことができる。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月6日、アンダーライン部分変更